

## 「国民会議」を巡る政治力学

——一九二〇年代から三〇年代への連動——

菊池一隆

はじめに

- 一 第一次国共合作期の「国民会議」運動
  - 二 陳独秀・無産者社と「国民会議」の主張
  - 三 国民党、第三勢力、中共の「国民会議」に対する動向
  - 四 陳独秀救済運動にみる「国民会議」開催の意義
- おわりに

はじめに

第一次国共合作が失敗に終わったことにより、中国共産党（以下、中共と略称）は当時の各種政策の大転換を迫られた。にもかかわらず、それらの政策が全て歴史的使命を終えたかといえば、決してそうではない。本稿では、第一次国共合作との断絶面ではなく、歴史的連続性を重視するという観点から、一九二〇年代から三〇年代に貫通する重要問題として「国民会議」をとりあげた。また、その際、それと両輪の如く主張された自由権、社会権の問題、さら

に政治的民主化の延長線上にある「国民党一党独裁」反対等の問題を関連づけて考察する。こうした点をベースに、本稿では、まず①第一次国共合作期に主要な推進者であった国民党側の孫文、中共側の陳独秀の「国民会議」に関する主張、活動に焦点を合わせ、この時期の「国民会議」の実態と特質を明らかにする。②トロツキストに転換後の陳独秀を通しての「国民会議」運動の継承、展開、および③孫文死後の「国民会議」構想の継承と影響を考察する。④国共両党に限定せず、それを積極的に推進したトロツキー派の無産者社はもちろん、第三党、改組派、国家主義派等の当時の政治勢力を歴史の舞台に登場させ、それらの主張と動向を考察対象とした。そして、⑤蒋介石により実際に開催された「国民会議」で決議された「中華民国訓政時期約法」（以下、「訓政約法」と略称）の歴史的位置を明確にし、最後に、⑥具体的に陳独秀救済等に見られた「国民会議」開催の意義を考察する。なお、陳独秀の動向を基軸とするが、二〇年代、三〇年代に展開した「国民会議」を中心とする政治状況の一面面を可能な限り多角的視点から照射し、それを通じて二〇年代の歴史的位位置、意義を明らかにしたい。<sup>1)</sup>

## 一 第一次国共合作期の「国民会議」運動

「国民会議」運動は第一次国共合作期、国共双方により広範囲に展開された。ただ、「国民会議」という名称自体はすでに辛亥革命期に使用されていた。すなわち、一九一二年一月南京臨時政府の臨時大總統孫文は南北講和の関連で伍廷芳に「国民会議」の地点、時期等の交渉に糸口があったかを問う電文を打っている。<sup>2)</sup>これは、各省三人の代表を選出して上海で「国民会議」を開催し、国体を決定しようとするものである。すなわち、国家の基本的問題は「国民」代表の「会議」によって決定されねばならないとの観点から構想された点で、注目されてよい。ただ、結局のと

ころ、開催にまでは至らなかった。<sup>③</sup>

二〇、三〇年代に「国民会議」と連動して主張された、主権者としての国民が有すべき自由権の規定も、一二年三月南京臨時政府時代に公布された『中華民國臨時約法』にまで遡る。そこには「中華民国人民の一律平等」がうたわれ、「自由権」として「身体は法律によらずして逮捕、拘禁、尋問、処罰するを得ず」、「言論、著作、刊行、および集会、結社の自由を有す」等と規定されている。<sup>④</sup>これが、中国において法により保障された自由権の起点であるが、その後、周知の如く、袁世凱によって「臨時約法」そのものが廃止されたため、孫文は「護法」を旗印に活動を行なうことになる。

かくして、しばらく「国民会議」や自由権は主張されなかったが、二二年七月孫文は『外交政策』の構想を明らかにし、その一章に「国民会議の開催を主張し、本党の対外政策を実行し、以て中国外交の失敗を挽回する」ことを配置した。<sup>⑤</sup>このように、「国民会議」には、外交政策という重要国策を決める「国民」の意思決定機関としての機能が与えられ、その位置づけは極めて高いが、具体的な構成員、組織形態等は不明なまま残され、実際には開催されなかった。

一方、中共は同月に開催された創立大会の「目標に関する最初の決議」で、諸政党に対して「独立」「排他的態度」を採ることを強調し、言論、出版、集会の自由の要求においても中共単独で行なう、<sup>⑥</sup>としていた。このように、この時すでに自由権の問題を重視しているものの、生まれたばかりの闘争経験のない中共には、他党と「連合戦線」を結成し、それを達成しようとする意識は全くなかった。しかし、コミンテルンにより中国革命が民族民主革命とされた結果、中共の政策は大転換を見せ、国民党との共闘問題が急浮上した。その結果、二二年六月中共は、時局に対する第一次主張で、闘争目標として①無制限の普通選挙制、②人民の結社、集会、言論、出版の自由権の保障、治安警察

条例と罷工・雇用の刑法の廃止、③童工、女工保護の法律等の制定、④死刑、体刑の廃止等を掲げ、これらを国民党等の「革命民主派」、社会主義諸団体との「民主主義連合戦線」によってかち取るとした。ついで七月、中共第二回全国大会宣言で、労働者、貧農、「小資産階級」と「民主主義連合戦線」を樹立し、その目標として、軍閥・帝国主義打倒、中国独立とともに、「労働者、農民は男女の区別なく、各級議会、市議会で無制限の選挙権、および言論、出版、集会、結社、ストライキの絶対的自由」を獲得することを掲げた。「連合戦線」を指す以上、当然、「小資産階級」等も含んでと考えられるが、少なくとも労働者、農民は「無制限の選挙権」をもち、かつ自由権のみならず、「罷工・雇用の刑法の廃止」から一歩進んで「ストライキの絶対的自由」という社会権（現在、ストライキ権は社会権に区分されている）獲得を目指すことを明確にしたのである。

「国民会議」を具体化できる形にまで一挙に進展させたのは、中共総書記陳独秀の功績が大きい。すなわち、陳は、二三年二月「中国之大患」で、欧米の議会制度が「資産階級の産物」で、当初「歴史的意義を有していた」ことを認めながらも、「産業が幼ない中国では小資産階級の勢力はまだまだ集中して一つの階級を形成していない」ので、中国の社会状況に合わないとする。それ故、革命手段を用いて、現在の国会、地方議会を工会、商会、教育会、「律師」（弁護士）公会等の選挙による「国民会議」、市民・県民会議に改めるとした。このように、当時、陳はブルジョア議会制度と「国民会議」を対立的に捉えていたが、「省代表」ではなく、諸団体を基盤として選出された代表による「国民会議」という画期的な構想を打ち出し、国会に代わるものとしての位置づけを与えたのである。この団体代表による「国民会議」構想は、それが大衆基盤をもつ運動形態に転換することを可能とした。さらに、四月陳は『労働週報』に文章を掲載し、「労働階級の政治運動の真義は、第一歩として労働階級の集会・結社・出版・ストなどの自由権のために奮闘することであり、この奮闘の中では労働階級に同情を表明する民主派と革命的連合戦線を結成し」

うるとし、また、「民主連合戦線の意義は、労資両階級の革命分子がその共通の敵、外国帝国主義者と本国軍閥を打倒」することにあるとした。<sup>9)</sup>この時期、陳によって「国民会議」、「連合戦線」の問題が矢継ぎ早に出されてきたこともあって、二三年六月曹錕が総統黎元洪に辞職を迫るという北京政変が発生すると、中共中央はすぐさま対応でき、時局に対する第二次主張で正式に「国民会議」を提唱することができた。すなわち、国民党が率先して全国の商会、工会、「農民協会」、学生会、およびその他の職業団体に呼びかけ、北京政府に代わって憲法を制定し、中国を統一できる「国民会議」の開催を主張したのである。<sup>10)</sup>

一方、国民党は、二四年一月第一回全国代表大会で第一次国共合作を成立させたが、その『宣言』の「対内政策」では①普通選挙制の実施、資産を基準とする階級選挙の排除、②集会、結社、言論、出版、居住、信仰の完全自由権等を打ち出している。<sup>11)</sup>続く四月孫文は『建国大綱』を出し、「軍政」「訓政」「憲政」の三期を以下のように説明している。①「軍政時期」には一切の制度は軍政の下に隷属する。②「訓政時期」には、政府は考試合格等の人員を各県に派遣し、人民が自治を準備することに協力する。完全な自治を達成した県では、その国民は直接、官員を選挙、罷免し、法律を創制、複決する権利を有する。③一省の全ての県が完全に自治を達成すれば、「憲政」開始の時期で、国民代表会が省長を選挙し、省自治の監督を為す、と。憲法に関しては、全国の過半数の省が「憲政」開始の時期に達した時、「国民大会」を開催して制定するとなっており、『建国大綱』には「国民会議」の文字は見えない。この時には、まだ「国民大会」と「国民会議」の役割分担が明確にされておらず、後に国民党内での激しい論争を巻き起す要因となった。

一〇月馮玉祥による曹錕幽閉の北京クーデターが発生すると、孫文は二月一日広東で「北上宣言」を出し、「国民会議」という名称を明確に使用し、軍閥の永久消滅を目指すために「国民会議」を開催し、中国の統一と建設

を図ることを主張した。その開催に先だって予備会議を召集し、「国民会議」の期日等を決定するが、予備会議代表は、近代的美業団体、商会、教育会、大学、各省学生連合会、工会、農会、曹（錕）・呉（佩孚）に反対の各軍、および政党で、各団体が派遣する。「国民会議」代表も同じ団体から派遣され、各団体のメンバーから直接選挙される<sup>13</sup>と。選出母体としての団体も重複していることから、陳独秀の「中国之大患」を叩き台とした可能性が強い。ただし、孫文の場合、団体の種類が多くなり、その幅が広がっている。そして、「近代的美業団体」を最初におくことによつてブルジョア民主主義への志向を明確にした。かつ、都市部の団体のみならず、中共の第二次主張（ただし、これでは「農民協会」となっている）の延長線上にあると考えられるが、「農会」を含めることで農村部にも配慮し、都市、農村の双方、さらには全国を包括することを可能とした。その上、「各軍」をいれることで、革命権力基盤の安定を図っている。かくして、陳の構想をさらに現実化、強力化することを可能にしたのである。なお、「北上宣言」には、「国民会議」開催以前に、全ての政治犯を完全に「赦免」すると明記されていた。

かくして孫文は北上を開始し、一九日には上海で記者団に向かい、「国民会議」に平和統一を促進し、中国内乱を解決するための機構との位置づけを与え、全国一致の「国民会議」によつて軍閥、および帝国主義を打破する必要性を力説した<sup>14</sup>。その後、日本に向かい、二三日長崎で、中国人留学生代表に対し、「国民会議」とは皆で相談して国事を解決しようとするものであり、その目的の一つは国内民生問題の解決、二つは列強の侵略を打破し、一切の不平等条約を排除すること等にあり、「国民会議が開かれなければ、中国の大乱は已まない」と支持を訴えた<sup>15</sup>。ついで、二五日神戸での在日国民党員の歓迎会でも再度「国民会議」の重要性を力説した。その際、人民から直接代表を出すことが難しいため、その組織法として、全国的にすでに組織を有している団体から代表を出す形態を採るのだと説明している<sup>16</sup>。つまり、孫文は人民から代表を直接出すことをベストと考えながらも、当面、実際に可能な方法、すなわち

次善の策として団体代表という方式を採ったことが分かる。この後、日本の姿勢を問う著名な「大アジア主義」、および「日本は中国の不平等条約排除を援助すべし」とする二つの講演が行なわれた。このように、日本での主要な講演は四つであるが、注目すべきは、内二つが在日華僑に対する「国民会議」への支持を訴える内容であったことである。換言すれば、孫文は対外的には日本の対アジア政策の問題点を鋭く問いつつながら、同時に国内的には、その基盤安定と平和統一をもたらす「国民会議」の開催を目指していたといえる。それ故、後に、孫文はその「遺囑」（二五年三月）に「国民会議開催、および不平等条約廃止は、とりわけ最短期間で実現を促す」ことを盛り込み、さらに国民党が「遺囑繼承宣言」（五月）で、「国民会議開催、および不平等条約廃止」を当面の二大目的として掲げたのは必然的であった。<sup>17</sup> こうした「国民会議」を極めて重視する孫文の言動にも誘発されながら、「国民会議」運動は発展し続けたのである。

孫文の「北上宣言」に呼応して、二四年一月一九日中共中央は時局に対する第四次主張を出した。それによると、英米日仏には各軍閥を利用して中国を経済的に分割する野心があるとし、当面の危機を救う方法は人民団体から直接選挙され、人民の意思と権能を代表できる「国民会議」のみであるとする。それ故、正式政府が成立するまでは、「国民会議」予備会議を、全国に号令をかける唯一の「臨時国民政府」とするという権力構想を打ち出した。そして、それへの最低要求としては、①一切の不平等条約の排除、②治安警察条例と罷工刑法の廃止、および人民の集会、結社、出版、言論、ストライキの無制限の自由権の保障等を掲げた。<sup>18</sup> かくして、実質的にも、それまで分離していた「国民会議」と自由権、社会権の主張を完全に結合させ、その上、「国民会議」には暫定政府的な権力機関たる役割も期待されるに至ったのである。こうした発想の下、中共は「国民会議」運動に本格的に取り組んだ。陳独秀、彭述之のみならず、例えば、北京の李大釗、上海の惲代英、天津の鄧穎超、江西の方志敏はそれぞれ各地の「国民会議」運

動を直接指導したとされる。<sup>②</sup>かくして、「国民会議」運動は圧倒的盛り上がりを示した。当時、鄭超麟は「国民会議の叫びはすでに広範な大衆の脳裏に深く入り、国民会議促成会の至る所での成立は、中国人民の政治的自覚がすでに日増しに高まっていることを証明しており、さらに、今回の国民会議運動は人民と幾千年来圧迫されてきた婦女の一つの政治活動の機会<sup>③</sup>」であって、民衆の意識高揚、政治的訓練、組織化の機会となったと見なした。国共両党にとつて、「国民会議」運動は第一次国共合作を支える実効ある政策であり、その民衆基盤、運動基盤を具体的に育成、形成し、かつ自由権、社会権をも実現することが期待されたのである。

二五年二月段祺瑞は善後会議を開催したが、孫文ら国民党はこれを「国民会議」への対抗策と見なし、ボイコットした。そして、国共両党は三月一日「国民会議」促成会全国代表大会を北京大学で開催したのである。出席代表二二九人は二〇余省区、一二〇余地区の促成会を代表し、労働、知識人、教職員、学生、商人、実業家、新聞記者、弁護士等によって構成された。

ところで、北伐以降、中共側の「国民会議」運動は質的転換を示した。すなわち、「政權接収の国民会議」開催を未来目標とした上で、現実的、かつ実践的に当地の軍閥打倒、地方民衆政權樹立を目指す革命闘争として位置づけられたのである。その結果、二六、二七年の湖南農民運動、市民連合戦線としての上海市民政府の樹立を見ることとなった。このように、中共側の「国民会議」運動は質的転換を見せはしたが、横山英によれば、「下から上への民主運動」としての「国民連合戦線」の形成、発展という点では一貫しており、「ブルジョア民主主義革命の国民統合の道」と位置づけられるという。<sup>④</sup>とはいえ、北伐以後、中共の「国民会議」運動が下からの盛り上がりにより急進化していくのに比例して、国共分裂の危機が増幅していったことは想像に難くない。



## 二 陳独秀・無産者社と「国民会議」の主張

一九二七年南昌蜂起後の八七会議で、陳独秀は日和見主義政策を実施したと批判され、瞿秋白中心の臨時中央政治局が樹立された。この時すでに「国民会議」は提唱されておらず、中共は武漢政府の分裂以後、その政策を完全に放棄したと考えられる。二八年中共六大で李立三が瞿に代り実権を握った。その政治決議で、中国革命の現段階はブルジョア民主主義革命であるが、民族資本家、および小資産階級上層が革命を裏切った現在では、その原動力はプロレタリアと農民で、ソビエトを樹立すべきであるとした。<sup>23</sup>この時、陳はまだ党籍が残っていたが、いかなる仕事もさせられなかった。二九年八月中東鉄道を巡る中ソ間の武力衝突が発生し、国民政府がその強制接収を命じたのに対し、中共は「ソ連への進攻戦争阻止」を打ち出した。陳は中共中央に「ソ連擁護」だけでは広範な大衆を動員できない、と主張した。この意見対立も絡まり、中共中央は十一月（革命の）取消派」として陳、彭述之、劉仁靜、馬玉夫、鄭超麟らの党籍を一斉に剥奪したのである。

かくして、一二月一〇日陳は「全党同志に告げる書」を発表し、革命失敗の根本要因はコミンテルン、スターリンにあると激しく非難し、国共合作、国民党からの脱退問題を、二・七惨案、五・三〇運動、中山艦事件、馬日事変を絡め、具体的に論じ、同時にトロツキー支持を明確にした。注目すべきは、陳がこの時すでに「国民会議」を重視し、かなりのスペースを割いて論じていることである。すなわち、陳は一〇月一〇日に中共中央宛に書簡を出したことを明らかにした。その書簡に、「反革命時期には『八時間労働制』『土地没収』の外に、一般的な民主主義的スローガン、例えば『不平等条約廃棄』『国民党の軍事独裁反対』『国民会議召集』等のスローガンを提起」すべきで、「広範な大

衆をこれらの民主的スローガンの下で活動させてこそ、反革命の政権を動揺させ、革命の高潮へと導くことができる」と書いたとする。それに対し中共中央は、陳が「国民会議召集」をもって「ソビエト政権樹立」等のスローガンと代えようとしたとして、陳の党籍剥奪の理由の一つにしたという。さらに陳は、以前の革命高潮期（五・三〇時期）に、「ソビエトを組織せよ」等のスローガンを採用しなかったことは、主要な誤りと僅かに自己批判しながらも、当面の大衆革命運動が高潮にない時期には、ソビエト樹立の条件は客観的に成熟しておらず、それは当面は教育宣伝のスローガンでしかありえないとし、行動の上では最も民主的なスローガン「国民会議召集のために奮闘せよ」を採用すべきであるとした。そして、「国民会議」運動の客観的条件はすでに成熟していると強調したのである。<sup>(28)</sup>

さらに、一五日、陳、彭述之、蔡振德、鄭超麟、尹寬、江常師、羅世璠らは八一人連名で「我們的政治意見書」を発表した。その内容を要約すると、(1)中国国民党は三民主義の政綱上、実業建設計画上、上層分子の成分上、ブルジョア政党である。(2)資本主義の影響は都市を占領したのみならず、鄉村に深く入っている。ブルジョアジーは政治上、二回の革命（辛亥革命と「一九二五―二七年革命」）を経て、すでに政権を掌握した。(3)ブルジョア民主革命の任務（民族独立、国家統一、土地革命）は、プロレタリアが都市、鄉村の貧民を指導して政権を獲得し、初めて徹底的に完成できるとしている。では、(4)「国民会議」についてはどうか。すなわち、革命の失敗後、資産階級政権のかなり安定と経済の相当な回復により、特に小資産階級の民主主義と資産階級の軍事独裁の間の衝突が生じ、民主立憲運動の趨勢が開始された。この種の趨勢を利用し、徹底的に民主主義を打ち取ることを、当面の過渡期の政治闘争方式とする。民主要求のスローガンは、現在、小資産階級のみならず、労働者大衆に至るまで必要で、無産階級の先鋒隊自身も組織上の民主集中制を実現することができる。革命情勢にない現段階には、平等、直接普通選挙、無記名投票による「国民会議」を打ち取る必要があり、同時に「八時間労働制」「土地没収」「民族独立」を提出し、過渡期の四

つの不可分な民主要求スローガンとし、以て「国民会議」の内容を充実させる。かくして、広範な労働大衆を動員し、公開の現実的政治闘争に参加させ、資産階級の徹底的民主主義を要求することから、無産階級の民主主義、ソビエト政権へと歩むとする。<sup>26)</sup>このように、国民党は「ブルジョア政党」、中国は「資本主義社会」で、かなりの安定を示していると思なした。それ故、社会主義革命までの過渡期においては「民主立憲運動」の趨勢を利用し、「国民会議」を中核とする「八時間労働制」等の民主要求を徹底的に行なうことによって、労農を糾合、訓練し、革命を準備し、ソビエト政権へと歩むとした。のみならず、この「国民会議」に流れる民主主義は労働階級の組織等にも貫徹されねばならないとしたのである。

かくして、二九年一二月頃、陳独秀中心に中共除名者により無産者社が結成された。当初、僅か三〇数人だったが、大半は陳総書記時代の中共幹部であったため、その設立により中共が蒙った党内危機には厳しいものがあつた。中央から各省委、党から青年団、さらに大衆団体に至るまで同調者が現われ、中共中央に不満を持って国民党にまでは妥協できない者達が次々と無産者社に加入した。とりわけ、第三党、改組派を經由しての加入者が多かったらしい。三〇年五月だけでも上海での加入者は三〇〇余人に上つた。<sup>27)</sup>無産者社は誕生すると、すぐに「国民会議」等の主張を繰り広げ、かつ陳の著名さ、政治能力もあり、ソ連からの帰国留学生による「我們的話」派（二九年一月設立）を抜きささり、中国トロツキー派の代表的地位に立つた。

ここで、「国民会議」再浮上の契機を創つたとされるトロツキーの見解をみておこう。二八年一〇月、トロツキーはコミンテルン第六回大会以後の中国問題を論じ、民主主義的スローガンは、ある時期「幻影や欺瞞ばかりでなく、澁刺たる歴史的力を内包する」とした上で、ロシアでの成功（一七年九月―一月）はソビエトを「国民会議」に対立させて達成されたのではなく、民主主義のスローガンを保持し、大衆をソビエトに引きつけ達成されたとする。ト

ロツキーは、当時存在した江西、湖南等の革命根拠地をソビエトとは認めず、中国にはソビエトは存在していないとする。しかし、憲法問題はあらゆる隙間から現われ始めており、もし国民党が「国民会議」の召集を宣言せざるをえなくなつたら、それをボイコットせず、国民党の議会主義の欺瞞等を暴露し、選挙権の完全な拡張を要求する。また、中共は出版、集会、結社、ストライキ等々の自由のための闘争を放棄せず、党の直接影響下に合法的な政治団体を組織し、同時に非合法的な強固な機関を確立しなければならないとした。<sup>28</sup> なお、陳独秀の書簡への返信と思われるが、後（三〇年？）にトロツキーは、軍事独裁反対が必然的に過渡的革命的民主要求の形式を採用し、「国民会議」のスローガンと、「八時間労働制」「土地没収」「中国民族の完全独立」等のスローガンは密接な関係があると、陳と同じ見解を示し、その上で、これらの任務は各種の異なる階級組織によって解決できる、と主張している。このように、国民党支配を「軍事独裁」とみなし、それへの抵抗は「国民会議」等の革命的民主要求が必要であり、その推進には「各種の異なる階級組織」、すなわち「連合戦線」の必要を示唆した。

ところで、陳独秀は「民主革命の任務が未完成なので、ただ猛烈な徹底的民主運動（民族運動を包括）があつてのみ、新たな革命の波を成長させることができる」と考えていた。<sup>29</sup> 陳らは、中国は「資産階級政党」の国民党が支配する「資本主義社会」となったが、ブルジョア民主主義革命の任務が未完成で、革命状況にない現状では「国民会議」が歴史的有効性を失っておらず、むしろ重要性を増し、継続して積極的に推進する必要があると感じていたのである。

『無産者』第七期（三〇年一二月）掲載の「為国民会議運動告民衆書」によれば、「真に全国人民を代表する国民会議」は、「前提条件」として①一切の政治犯、特に革命的政治犯の釈放、②集会、結社、言論、出版、ストライキの絶対自由、特に「共産党」を含む各党派の政治的自由、すなわち、講演、デモ、政治主張発表の制限なき自由。

〔「国民会議」代表の選挙法〕①普通選挙制を実施する。凡そ成年に達した中華民國籍の人民は全て選挙権と被選挙権

を有し、財産、身分、宗教、性別、教育、党派、職業等の制限は加えず。②各選挙者は直接投票する。「複選挙制」(当選者の中でさらに選挙する)、および団体・機関が大衆の代表となることに反対する。③各区の選挙人数比例に基づいて代表若干人を選出する。④各選挙者は各党派が選んだ代表に無記名投票する自由を有する。国民党党部等は絶対干渉できない。「国民会議」内での闘争目標 ①全権の「国民会議」を最高統治機関とし、国民党の「訓政」と軍事独裁に代える。②帝国主義の一切の特権を無条件で取り消す。③完全な関税自主の実行。④八時間労働制。⑤地主の土地を無償で没収し貧農に帰す等であった。⑥闘争対象が軍閥から国民政府に転換していることはいうまでもないが、従来から繰り返し主張されてきた自由権、社会権を再度強調するとともに、孫文がかつて「北上宣言」で述べた、犯罪を許すという形の政治犯「赦免」から、その色彩を弱めた「釈放」という言葉に変えている。そして、選挙権、被選挙権の内容を具体化し、その対象枠を一举に広げた普通選挙制によって生み出された「国民会議」で各種要求をかち取るうとしていたのである。個人直接選挙を唱えたのは、工会等が国共両党に押さえられている現状から、無産者社が直接民衆に講演、政治主張の発表等の運動を繰り広げようとしたからであろう。すなわち、この時、無産者社の主張する最高統治機関としての「国民会議」はブルジョア民主主義的な議会制度ともいえるものであった。

ところで、三〇年春には、劉仁静の十月社、および趙済の戦闘社も成立しており、これで無産者社、「我們的話」派を加えて、中国トロツキー派の主要四派が全て出揃ったことになる。かくして、陳らによる統一に向けての模索が開始され、三一年一月無産者社単独の作成と考えられる「中国共産主義左派反対派綱領」が出された。「綱領」の概略は以下の通り。まず、この時期を過渡期と位置づけ、労働者階級が第三次革命に歩むのを準備するとした。「中国革命失敗の教訓」①スターリンが国民党のブルジョア階級性を隠蔽した結果、プロレタリアは最も緊急な問題に直面した際、自らの政党がなかった。②民族資産階級は国際帝国主義の軍事力量の後援となった。③プロレタリアは小資

産階級と革命的連盟を持たねばならない。だが、コミンテルンのいう小資産階級はその上層分子で、主に知識分子であり、民主政党、団体の名義で都市、郷村の貧民を利用し、大資産階級に売り渡した。「共產党」の策略」労働者の経済・政治闘争を指導し、真の大衆階級工会を創立し、党の秘密組織を強固にし、同時に一切の公開工作の可能性を利用し、党の政治影響力を拡張する。農民の減租、抗捐、反高利貸闘争を指導し、貧農を団結させ、党の農村支部を設立する。これらは将来の武装暴動により政権を奪取する道である。軍事独裁、国民党の訓政への反対は必然的に過渡期の革命的民主要求の形式を採る。「反対派当面の任務」①堅固な一つの集中指導の反対派小組織の創設、②「中間左派」の理論、政治の機関報の発行。そして、最後に「第二党、あるいは『第四国際』の組織化を企図するものではない」と明言した<sup>(註)</sup>。以上のように、民族資産階級、知識分子を批判し、労働運動、農民運動に対する指導、およびその組織化を重視するが、武装暴動による政権奪取は「将来」のこととする。ただ、この時点では、中共への復帰をあきらめておらず、かつ注目すべきは自らを中共より右寄りの「中間左派」との位置づけを行なっていることであらう。

かくして、中国トロツキー派は統一に向けて動き出したが、スターリンの官僚体制への批判、および彼らの主張する「国民会議」と同様な民主的運営を行なおうとし、下部の意見を過度に尊重し過ぎた結果、アナキーな傾向が生まれた。その結果、激しい各派内、各派間の対立、抗争という混乱した状況を経て、かろうじて三一年五月一日から二日まで統一大会を上海で開催することができたのである。大会でも、「国民会議」は重要議題とされた。陳は、この時「ロシア語の『ソビエト』の用語は意識すれば、『国民会議』であり、「用語が内容を決定せず、内容が一切を決定する」と説明している。この意味するところは、「国民会議」内での徹底的民主化闘争を梃子に、「国民会議」それ自体を質的に「ソビエト」に変貌させることも可能との認識を表明したものと考えられる。また、ここでは「プロ

「プロレタリア独裁」問題も論じられている。陳は「プロレタリア独裁」という硬い用語は使用できず、農民が絶対多数の中国では「国民党打倒」、「政権は人民のもの」を提起できるだけとし、政権の性質はプロレタリアの力量が大きければ「プロレタリア独裁」であり、農民の力量が大きければ「労農民主独裁」となり、労農に力量がなければ「国民党ブルジョア独裁」であるとした。この問題でも、陳は「国民会議」を念頭に置き、その質は選出される人々の力関係で決まると考えていたことは間違いない。多数の代表は戦略目標を明確にする必要等を主張して反発したが、最後に、陳が「プロレタリアと貧農の独裁」という妥協案を出し、同意にこぎつけた。<sup>33</sup>二日目は、「無記名自由選挙」が行なわれ、結局、中央委員会書記は陳独秀、常委五人に陳独秀、鄭超麟、王文元、宋逢春、陳逸謀が選出された。かくして陳独秀、無産者社が中央委員会の大権を掌中に収め、これによって、中国トロツキー派は統一が完成し、本格的な活動を開始するはずであった。

### 三 国民党、第三勢力、中共の「国民会議」に対する動向

では、「国民会議」に対する国民党側の動向はどうか。二八年六月国民革命軍が張作霖統治下にあった北京を占領し、北伐は一応完成した。これによって、南京国民政府の支配は「軍政時期」から「訓政時期」に移行するはずであった。だが、二九年三月国民党三全大会前後から権力集中を目指す蒋介石と反蒋派との間の矛盾はより激化し、三〇年中原大戦が勃発した。そして、八月反蒋派の閻錫山らは北平で「中国国民党中央党部」拡大会議を開催し、九月閻が「国民政府主席」に就任した。これは張学良の蒋支援によって瓦解するが、一〇月太原での拡大会議で汪精衛ら改組派の影響下で作成された「中華民国約法草案」（以下「太原約法」）が出された。この「太原約法」に対抗するため浮

上したのが、「訓政約法」の制定を目指す「国民会議」である。すなわち、一月三期四中全会で、国民政府主席蔣介石は「国民会議」召集を決定した。これに、立法院長胡漢民が「国民会議」は「訓政時期」の代表会議で、全国民的選挙による「国民大会」ではなく、根本法たる約法の制定はできないと反対した。それに対し、蔣は「全国は今や統一された。この和平を久遠に持続し、再び戦禍の災厄を避けるためには、約法の制定以外に方法はない。故に国民会議には当然、約法制定の義務がある」と反論した。<sup>35</sup> 蔣には、約法は「訓政時期」において憲法に匹敵するものとの意識はあったが、「憲政時期」に発布できる憲法ではなく、それ故、「国民会議」で制定できるとの考えがあったものと思われる。

三十二年二月、ついに蔣介石は胡漢民を軟禁し、五月五日（一七日）南京で「国民会議」開催を強行した。蔣が主席で、主席団は張繼、戴季陶、吳鉄城、周作民、陳立夫らで構成された。代表は国民党、各省市の職業団体、蒙古族、西藏族、および華僑から選出された四四七人で、その上、国民党中央執行委員、監察委員、政府委員等も出席できた。このように、主席団は蔣支持グループで固められ、国民党以外の他党派の参加はみられず、職業団体も当然国民党系と考えられ、少数民族も限定され、国民党中央執行委員等は特別参加が許されていた。そして、一二日「訓政約法」<sup>36</sup>（六月一日公布）を採択した。一七日「国民会議」の閉幕に当たり、蔣介石は会議の目的が「中国の統一と建設」にあったとし、「全力で約法の尊厳を擁護すべきで、そうすれば統一の基礎は自ずと固まる」と訴え、今後、全国国民は政府官吏、軍人に至るまで法を守り、「再び放縱、恣意的な誤りを犯し、以て国家を紊乱不安に陥れるべきではない」と述べている。<sup>36</sup> このことは、当然、蔣自らも「訓政約法」を守る義務を不可避的に生じさせることになった。なお、「国民会議」では何応欽の「国民政府赤匪剿滅報告」があり、閉幕宣言では「総理の遺教」を受け、不平等条約を廃除し、「和平統一を擁護し、以て赤匪を撲滅する」ことが謳われた。<sup>37</sup>



ここで、「訓政約法」(全文八九条)の内容を、「太原約法」(全文二二一条)と比較しながら検討しよう。まず、気づくことは、「太原約法」に比して条文が大幅に減少し、簡略化されていることである。そうすることで、自らを縛ることを忌避したのであろう。まず、「太原約法」に対抗するため「国民政府は革命的三民主義、五権憲法に本づき中華民国を建設する」と同じ条文で正統性を強調、かつ胡漢民の反対を意識して、「すでに軍政時期から訓政時期に入ったことにより約法公布を許可する」と、その公布を正当化した。その上で、「国民政府が中華民国の治権を総攬」(第六五条)し、「陸海空軍を統率する」(第六六条)と「太原約法」を踏襲し、国民政府の強化、安定を図るが、国民政府ではなく、「主席が内外に対して国民政府を代表する」(第七三条)と書き換えられ、結局のところ蔣の権限強化が公然と図られている。「国民大会」に関しては、「訓政時期、中国国民党全国代表大会が国民大会に代わり中央統治権を行使する」(第三〇条)とされ、国民党の権限強化が図られた。また、「訓政時期」に選挙、罷免、創制、複決は国民政府が「訓導」(第三二条)、「行政、立法、司法、考試、監察五種の治権」は国民政府が「行使」する(第三二条)とされている点は、『建国大綱』、「太原約法」とほぼ同様な内容といえる。ただ、地方自治に関する規定は少なく、結果的に中央の権限が強調されることになる。その上で、「各地方はその職権範囲内で地方法規を制定できる。ただ中央法規と抵触するものは無効」(第六〇条)とされ、地方による「中央収入の来源の妨害」「交通妨害」「複稅」等の制限(第六二条)は「太原約法」とほぼ同じ内容であるが、「省には省政府をおき、中央の指揮を受け」、「県には県政府をおき、省政府の指揮を受ける」(第七八、八一条)とされ、(中央―省)―(省―県)の上からの垂直構造による中央集権化が強調されている。このように、国民政府を唯一の合法政府として強調、かつ国民党の権限強化、とりわけ、主席(蔣介石)の権力集中と増大を図っている。とはいえ、同時に人民権利に関しては、「太原約法」より簡略化されているものの、「法律に依らずして逮捕、拘禁、尋問、処罰を行なうことを得ず」(第八条)とし、結社、集

会、言論発表、著作刊行の自由は「法律に依らずして、これを停止、あるいは制限するを得ず」（第一四、一五條）と明記し、さらに「現役軍人の外、法律に依らずして軍事裁判を受けず」（第九條）とした。その上、人民の請願権、法院への訴訟権、訴願権と行政訴訟権（第二〇、二二、二三條）も認めている。<sup>38</sup>ただし、「太原約法」にある「約法」改正の条文はなく、「訓政約法」の固定化、絶対化を図っているといえる。

では、「訓政約法」は歴史的にいかん位置づければよいのか。一般的に、「訓政約法」が中央集権的、「太原約法」は地方分権的で、かつ民主的とされる。<sup>39</sup>確かに、「太原約法」が相対的に地方自治に配慮している面があるが、それは、おそらく蔣に対抗しながら地方勢力の支持を獲得しようとする試みであろう。にもかかわらず、程度の差こそあれ、双方とも孫文の正統な後継者、および国民政府、国民党としての正統性を強調し、国民政府の強大化、中央集権化を図っていたことは間違いない。すなわち、「太原約法」も省財源等の剥奪等の規定は同様に、省に独自の軍隊等を置くことも禁じている。結局、最大の相違点は主席権限の問題で、それを除けば、民主の問題を含めて大差ないともいえる。その上、「太原約法」との比較だけで、「訓政約法」を歴史的に正確に位置づけられるのかという問題も残る。例えば、胡漢民が「訓政約法」不要の根拠の一つとした「訓政綱領」（二八年一〇月）と比較するとどうなるか。「訓政綱領」では、「中国国民党全国代表大会が国民を指導して政権を行使する」、「選挙、罷免、創制、複決は国民が次第に遂行できるように訓練する」等が書かれ、「指導」、「訓練」はほぼ同様であるが、上述の人民権利に当たる部分がなく、それを補強した「方略案」（二九年三月）では「中国国民党最高権力機関は……必要時において人民の集会、結社、言論、出版等の自由権は法律の範囲内で制限を加える」と、「制限」が厳しく強調されていた。<sup>40</sup>以上のように、「太原約法」のみならず「訓政約法」においても、「訓政綱領」と比較すれば、自由権、社会権等の人民権利は具体的に改善されていたのである。

また、通説では、「訓政約法」は国民党一党独裁、蒋介石の軍事的優位を合法化した面のみが強調される。<sup>14</sup>しかし、前述の如く、「国民会議」は孫文、陳独秀の提唱、国共両党による運動の推進という歴史を有し、かつトロツキー派、第三勢力等による「国民会議」の開催要求の盛り上がりも受けていたことも間違いない。蔣はこうした動向を利用し、国民党内の政敵を抑え込みながら、自らの実権強化、拡大を図り、かつ一党独裁をむしろ強化したと考えるのが素直であろう。「訓政」は「憲政」との比較によって批判されるが、「軍政時期」ではなく「訓政時期」であることを明確に確認した意義は大きく、繰り返すが、裁判権を含めて人民権利が具体的に改善された。つまり蔣は「国民会議」要求の高揚を利用したが、逆にいえば、「太原約法」との対抗関係のみならず、トロツキー派、第三勢力の主張に象徴的にみられる当時の世論にも配慮し、「訓政約法」に、その一部を採り入れざるを得なかったことを示している。そして、このように明文化されたことが、後述する陳独秀逮捕後の救済運動、公開裁判等で力を発揮することになる。

ところで、陳独秀は中共中央に譚平山の第三党と連絡をとる必要を力説したことがある。何故か。譚は第一次国共合作時期、農政部長として陳と同一歩調をとり、二七年一〇月中共を除名された。当時、譚を除名により中共を脱党した者は三〇〇〇余人に達した。<sup>15</sup>一二月鄧演達らにより第三党が結成されており、譚、章伯鈞が合流した外、各省幹部にも動揺が広がり、江西の李小青らが加入した。ここで、第三党の主張（三〇年九月段階）から見ておきたい。中共の暴動政策にも国民党の「右傾腐敗」にも反対することを前提に、①ソ連は中国の内政に干渉せず、中国の民族解放に協力すること（実は鄧演達はソ連の自国本意の政策に激しい怒りをもっていた）、②現段階を社会主義に至る過渡期の国家資本主義段階と規定し、産業を国営化する、③「耕者有其田」。このように、②③は孫文の民生主義の資本節制、地権平均を継承している。第三党の階級基盤は労働者、農民、小資産階級、さらには中小民族資本家であり、組織は民主集中制を採る。重点的活動地域は上海、香港、北平であった。三一年一月頃、第三党は「行動綱領」を

出し、真の人民代表を召集して「国民会議」を組織することを主張している。<sup>43</sup>では、鄧演達は「国民会議」に対していかなる考えを有していたのか。鄧は蒋介石開催の「国民会議」を偽りのものと厳しく批判し、真の「国民会議」を開催して中央から地方に至るまで各級の「平民政権」を組織することを主張する。「国民会議」を「国家最高主権機関」、「人民意思の表現機関」とする必要がある。そのために、最も重要な団体として工会、農会等、ついで学生会、婦女組織、兵士組織等々をあげるが、直接生産に参加する農民、労働者を六〇パーセント占めねばならないとした。<sup>44</sup>すなわち、ソ連への反発、中共の暴動政策反対、反国民党、反帝、民族解放、「社会主義に至る過渡期」、「国民会議」開催等々、陳独秀らの主張と齟齬がなく意外なほど共通性を有していることに気づく。のみならず、活動地域も重なり、階級基盤も労働者、小資産階級は重なっていた。「国民会議」に関しては、孫文や以前の陳独秀と同じく、団体代表としたが、特に、農民、労働者を直接生産者として重視している点は、この「国民会議」構想が第三党の大きく加担した福建人民革命政府が目指した「生産人民政権」構想に連動していくものといえる。橋本浩一は「生産人民政権」に「民族民主連合戦線」との位置づけを与えるが、<sup>45</sup>妥当な見解といえよう。その上、ブルジョア民主主義政権としての特質を有する人民革命政府が自由権、社会権等の実施を「人民権利宣言」に盛り込んでいることは周知の事実である。

また、第三勢力右派の国家主義派の曾琦も二四年二月という早期に段祺瑞と孫文の「国民会議」を巡る動向に対して、人民が自発的に「国民会議」を開催し、軍政改革、財政整理、憲法再制定等の問題を議論することを主張したことがある。<sup>46</sup>こうした二〇年代の「国民会議」の主張の延長線上に、三〇年代の軍人の比重が相対的に高い「国防政府」が位置するものと考えられる。九・一八事変後、曾琦は「外侮を禦ぐ」ため政争の休戦、南北新旧、党派の別なく「全国一致対外」を主張した。その段取りとして①全国民衆連合宣言により「国防政府」を建立、一党独裁を取消

し、抗日救国の義の実行を重ねて声明する。②南北の将領は上述の主張に賛成することを連名で通電し、同時に兵力を以て後盾とする。③民衆代表と将領代表が集まり、「国防政府」を成立させ、一切の大計を決定する。④「国防政府」の命により、東北に出兵して失地回復を実行するとした。<sup>47</sup> 現に、曾琦創立の中国青年党は東北義勇軍を組織して戦った。また、中国青年党の「政策大綱」(三〇年八月改訂)は、孫文思想の一部を継承し、①国会開設、連省自治、②公共大企業の国有化、③労働者、農民の保護、④一切の不平等条約の撤廃等を掲げ、「一党独裁打破」を主張した。<sup>48</sup> すなわち、これらの主張は孫文思想を継承するとともに、反日ナショナリズムを濃厚に有するという共通性を持ち、それ故に国民党一党独裁を廃し、広範囲の階級、階層、党派等の結集する新たな政府創出に期待をかけていたことがわかる。

その他、胡適、羅隆基ら人権派(雑誌『新月』に文章を発表していたことから「新月派」とも称される)も、人権の保障、法治の確立、民主制度の実行、および思想、信仰、言論、出版、集会の自由を主張するとともに、国民党一党独裁、蒋介石個人独裁を非難した。また、陶希聖、胡愈之ら「社会与教育」派は「対日絶交して宣戦すること」、「一党独裁を廃止した国防政府」の樹立を主張していた。<sup>49</sup>

しかし、この時期、中共は「国民会議」を主要な非難の対象とした。すなわち、国家主義派は北洋軍閥の政府加入を、人権派は国会を回復して一党独裁の取消を、「社会与教育」派は民権主義党綱の実行を、国民党左派の徐謙らは一年内に「国民会議」の開催を、「托陳取消派」は抗日救国会か「国民会議」を経て「革命的民衆政權」を生み出すことを主張している。呉佩孚、曹汝霖、胡適、羅隆基、曾琦等々の「国防政府」も同様で、地主、資本家が選挙に参加する政府で、特に英米、日本と直接、公然と連合し、ソ連を攻撃するものである。<sup>50</sup> このように、中共は各派、各個人を一まとめにして批判するが、それら諸派が「英米、日本と直接、公然と連合し、ソ連を攻撃」という質のも

のではなかったことはいうまでもない。結局、中共は全国のソビエト運動を發展させ、中国のソビエト臨時中央政府による反日遊撃戦争から、さらに全国民衆の大規模な反日宣戦への指導を行なうことで、中国を解放できると考えていたのである。<sup>51</sup>このように、中共を除くほとんど全ての政治勢力が、それぞれの立場で民意反映機構として「国民会議」を構想するに至っていた。だが、農村に基盤を置く中共は、特に九・一八事変後、都市における抗日ナショナリズムを背景とする「国民会議」、「連合戦線」の主張を理解する能力を完全に失っており、「全国民衆」を指導することなどは到底不可能であった。

#### 四 陳独秀救済運動に見る「国民会議」開催の意義

蒋介石による「国民会議」開催、「訓政約法」制定が具体的にいかなる歴史的意義を有していたのか。「国民会議」を、戦術、戦略の中核に掲げて一貫して推進しようとした陳独秀の主張、動向、および陳逮捕後の救済運動の状況を明らかにしながら、それらと関連させて考察してみたい。

中国トロツキー派の統一大会が閉幕すると、中央委員になれなかった馬玉夫の国民党への密告により、三一年五月鄭超麟らが逮捕され、ついで八月には尹寛らが逮捕されたが、この後、陳独秀、彭述之は半年の努力の末、臨時常委を設立した。当然、陳らは蔣開催の「国民会議」を認めておらず、週に一回、組織回復の問題とともに、「国民会議」問題を継続して討論した。それと同時に、陳は「火花」等に自らの主張を精力的に公表し続けていた。特に、九・一八事変が勃発すると、陳は敏感に反応し、救国運動中の「日貨排斥」と「対日宣戦」は多数の民衆の意思とし、「国民党政府」の軍隊だけでは不十分で、民族革命戦争を実現し、第三次革命により「革命的民衆政權」を反革命の「国

国民党政権」に代えると主張した。<sup>52)</sup> さらに、その後も「国民会議」の重要性を訴え続け、「反日反国民党の高まりの中で、売国的国民党政府に対抗する国民会議を現出せしめねばならない。それは全国の反日民衆代表が自発的に集合した総機関であり、また全国民衆の反日闘争を組織し、指導する総機関でもある」とし、「工業中心都市のソビエトと政治中心都市でのソビエトを創造するにはなお時間を必要とするが、国民会議運動は眼前に迫っている。同時に、国民会議運動は全国的役割を果たす実際的可能性に富んでいる」と力説した。<sup>53)</sup>

これに対して、中共は、陳独秀が上海民族資産階級の「全国抗日救国会」によって「革命的民衆政権」を実現しようとしているとし、現在、なおも五・三〇時代のいわゆる「民族統一戦線」と「労働学連合会」を夢想している。「取消派」のいう「革命的国民会議」は兵農労働各界の「連合政府」である。「見よ！ 五・三〇時期民族資産階級が反革命であったことを」、そして「陳独秀の日和見主義の復活」と断じた。また、中共は、「取消派」の反対する「内戦」とは軍閥と軍閥の戦争か、それとも「革命」と「反革命」の戦争かと問いかげ、結局、「取消派」は「反革命」を援助し、「革命」に反対していると決めつけたのである。<sup>54)</sup> このように、中共は、民族資本家のもつ意義に一顧だにせず、トロツキー派、第三勢力等の意見に考慮すらせず、「革命」と「反革命」の戦争という単純な公式に固執していた。

逮捕が間近に迫った三二年九月、陳は「論国民会議口号」を書き、最後の力を振り絞って「国民会議」を推進しようとした。「国民党政府」は「自己の階級の民主主義も恐れてやりきることができず、無産階級が民主的な国民会議闘争を徹底し断固として行なえば行なうほど、小資産階級の大衆は無産階級の周囲にますます団結し、資産階級独裁はますます動揺する」とする。陳によれば、「国民会議」のスローガンを採用することは、当面の軍事独裁に反対し、「国民会議」という「議会制度」のために闘争するのみならず、将来の武装暴動によって根本的に資産階級政権を打

倒するという前途を勝ち取るためのものなのであった。<sup>(56)</sup>

だが、三二年一〇月陳独秀逮捕という決定的打撃が待ち受けていた。上海共同租界、フランス租界九カ所でトロッキー派の壊滅作戦が執行されたのである。結局、陳、彭述之ら最高幹部が一網打尽にされたのである。陳逮捕は極めて大きな反響を呼び起こした。注目すべきは第三勢力、知識人等の動向であろう。例えば、王造時は一法律の手続きによって初めて判決できる」と強調し、陳らを①法廷に出す、②裁判は公開とする、③被告らは弁護士を要請する権利を持っている、④脅迫によって自白させるべきではないと提起、かつヌウラン夫妻（コミンテルン極東局秘書）と同様、法によって解決でき、鄧演達式の解決方法（銃殺）を採るべきではないと強調した。<sup>(57)</sup> また、胡適、蔡元培、楊杏仙、柳亜子、林語堂らが国民政府、国民党中央に「人材を惜しむ」と打電し、宋慶齡も蔣に面会を求めた。<sup>(58)</sup> 宋慶齡が代表となり、これら第三勢力の人々を糾合し、陳逮捕の二カ月後の三二年一二月には中国民権保障同盟が成立し、①政治犯の釈放、②政治犯への法律、およびその他の援助、③結社、集会、言論、出版の自由等を目指し、陳救済にも奔走したのである。政治犯「釈放」の主張はこの民権保障同盟のものが有名であるが、それから開始されたとはいえず、前述の如く、その淵源は孫文の政治犯「赦免」にあり、さらに無産者社が三〇年一月「釈放」に変えて、再提起したものにあると考えられる。

結局、陳独秀らは江蘇高等第二分院に護送された後、まず、陳、彭述之が軍政部陸軍署軍法司に引き渡されたが、軍法司は陳らが中共と関係なく、「訓政約法」第九条に見える「現役軍人ではない」等の理由で管轄外と責任逃れをした結果、ついで司法行政部等に転送され、結局、江寧地方法院で公開裁判が行なわれることになったのである。「危害民国家起訴書」の「陳独秀部分」では、新文化運動、中共総書記時期の陳を説明した後、上海で「中共左派反對派」を組織し、さらに北平、天津、廣州、香港等に支部を組織し、手分けして活動した。ただ、経費に限りがあり、



工会、学生運動に参加できただけで、農会方面は党员もかなり少なく、拡張する術がなかった。結局、「三民主義を反動主義と見なし、第三次革命を主張し」、「危害民国」の目的で、集会、団体を組織したとしたが、共産主義の宣伝だけで「暴動の段階にまでは達せず」と見なすことで、<sup>60</sup> 嚴刑を予め避ける姿勢を見せたのである。やっと、政権の一応の安定を見た蒋介石にとって、自ら定めた「訓政約法」の人民権利を無視することは、第三勢力の激しい反発を誘発し、ひいては国民党内対立の激化につながる可能性があり、それを避けたかったに違いない。

公開裁判の結果、陳と彭は懲役一五年であったが、弁護士の勧めで最高法院に上告し、八年に減刑された。かくして南京の老虎橋監獄に入ったが、陳は獄中闘争を続行し、三三年四月高等法院に「弁訴状」を提出した。その中で、「究極の目的は、当然擄取がなく、階級がなく、全ての人々が『各々、能力に応じて行ない、各々、必要に応じて取る』自由社会」という共産主義の理想を述べながらも、ウエートは現在にあり、「徹底的に民主的な国民立憲會議の実現」にあるとし、「国民會議」に「立憲」の二文字を加えることで、蔣開催の「国民會議」との差異をきわだたせ、それを偽りのものとして否定しようとした。そして、「即刻、全国人民の集会、結社、言論、出版等の完全自由を実現し、普選、全権の国民立憲會議を実現し、売国残民の軍閥、官僚を制裁し、一切の政権を諸人民に帰し、全国人民の力量を集め、以て全国の危急問題を解決しなければ、どうして今日、立国できようか」と、「国民（立憲）會議」の必要性を継続して力説した。その上で、「罪は中国民族の利益を擁護したことにあり」と、民族主義的観点を強調することで「固より無罪」と主張したのである。<sup>61</sup>

おわりに

以上のことから以下の結論が導き出せる。

第一に、「国民会議」の主張はすでに一九二二年段階で出ているが、その時の「国民会議」は国体決定という重大な役割を負うことになっていったものの、「省代表」を構成員とするなど、旧態依然としたものであり、後の下からの運動形態に転じる「国民会議」とは異質なものであった。当然、自由権の問題とも切り離されていた。二二年になると、中共は国民党との「連合戦線」を考え、それによって自由権等を勝ち取るうとした。こうした背景の下で、二三年陳独秀は団体代表を基礎とする「国民会議」という画期的構想を打ち出した。また、同時期、陳は自由権等についても論じており、それらが有機的に結びつく条件が急速に整い始めた。孫文は陳の「国民会議」構想をさらに実現可能な形態に膨らませた。このように、中共、国民党のそれぞれの指導者である陳独秀、孫文の「国民会議」構想は絡み合いながら相互作用し、現実化する形で理論的・運動的・運動面から支えた。

第二に、国共分裂後、中共は都市暴動を試みながらも、農村型ソビエトに打開の道を見いだした。換言すれば、中共は第一次国共合作期の「国民会議」等の諸政策を切り捨て、実質的に「連合戦線」政策を放棄した。その結果、中共は都市に適応できない政党となり、第三勢力と結びつくことが不可能となった。こうした状況下で、陳らには革命情勢がなく、「資本主義社会」が確定したにもかかわらずブルジョア民主主義の課題が未完成との認識があった。かくして、第一次国共合作期に中共によって推進された「国民会議」運動、自由権等の主張は、陳自身が媒介することで、無産者社を中心とするトロツキー派に受け継がれた。こうした経緯から考えて、トロツキーによる「国民会議」の提唱はあったが、その提唱の有無にかかわらず、陳らはこの運動を推進しようとしていたと見なせる。

第三に、「国民会議」開催は「遺囑継承宣言」において二大目的の一つとされたことで、蒋介石は正統な後継者と

して内外に認めさせるためにも、それを開催する必要があった。ただし、蔣開催の「国民会議」は他党派が参加することなく、「連合戦線」としての特質も、下からの運動という特質も喪失していた。かくして、そこで決議された「訓政約法」も確かに蔣の権限強化、国民党一党独裁をもたらずというマイナスイ面があった。とはいえ、相変わらず不統一の中国の状況を改編し、後の抗日戦争を準備しえたという観点からみれば、一概に中央集権化それ自体を否定することはできないのみならず、「訓政約法」が自由権、社会権等の人民権利を具体的に改善したという意義を看過できない。

第四に、孫文思想の後継者を自認、もしくは影響を受けた各党派もこぞって「国民会議」開催を主張した。つまり孫文の「国民会議」構想は蒋介石のみならず、汪精衛ら改組派、鄧演達ら第三党等にそれぞれ引き継がれ、曾琦ら国家主義派も「国防政府」という形でこれを発展させている。結果的に、第三勢力各派はトロツキー派とともに、蔣による「国民会議」開催を後押しし、それを実現させる役割を果たした。しかし、彼らは、「国民会議」開催後はそれを偽りの「国民会議」と認定し、「国民党一党独裁」反対、「真の国民会議」開催、自由権等の要求を主張として継続し、「連合戦線」、および運動形態としての特質を維持し続けた。

第五に、陳独秀、無産者社は孫文を批判しているが、実質的に孫文の主張と齟齬はなく、かつ陳らの活動目標は自由権等のブルジョア民主主義要求の歴史的流れを継承していた。このことは、トロツキー派、特に無産者社が孫文思想の継承を明確にした第三党を始めとする第三勢力との接点を容易に見い出すことを可能にした。その上、三十一年一月「綱領」で自らを「中間左派」と位置づけているが、中国共産主義運動の中で最も第三勢力に近い位置、むしろ共産系第三勢力ともいえる存在であった。そこで、王造時ら第三勢力が、陳逮捕後、裁判による正当な判決、陳救出を望んだのは当然の帰結であったといえよう。かくして、トロツキー派、第三勢力によって継承された「国民会議」構

想、「連合戦線」、および自由権等の主張は、民権保障同盟、国民禦侮自救会、および福建人民革命政府に受け継がれ、今後の緻密な実証が必要であるが、その後、孤立化していた中共を再び巻き込んで「八・一宣言」を出させ、さらに全国各界救国連合会<sup>(6)</sup>を生み出す(三六年五月)という流れを形成し、西安事変を誘発しながら、第二次国共合作、抗日民族統一戦線の結成、国民参政会成立に繋げる極めて重要な役割を果たしたとの見通しを立てることが可能なのである。

要するに、三〇年代との連関で二〇年代を見ると、三〇年代に大々的に展開される「国民会議」、「連合戦線」、および自由権等のブルジョア民主主義の要求の基盤は、二〇年代、特に第一次国共合作期における陳独秀と孫文の「国民会議」構想、「国民会議」運動、およびブルジョア民主主義の主張にあった。換言すれば、二〇年代は、その後、各政治勢力が錯綜しながらも、「連合戦線」形態でブルジョア民主主義を底流とする都市型変革、中国近代化を推進し、かつ抗日ナショナリズムを展開し得る共通基盤を準備したという歴史的意義があったといえるのである。

#### 注

(一) 早期に「国民会議」運動の重要性に気づいた野沢豊(『孫文』誠文堂新光社、一九六二年)は、第一次国共合作期のそれを孫文、および中共との関連で論じ、二六年七月には中共がそれを「国民連合戦線」とみなし、また、一切の運動の中核として重視したことに論及する。だが、当時で歴史的役割が終わったとの意識があったとの意識があり、その後の国民党の取組、トロツキー派の「国民会議」の提唱等に僅かに触れるが、その評価は否定的である(二三九―二四〇頁)。続いて、野沢は専論「中国における統一戦線の形成過程——第一次国共合作と国民会議——」(『思想』四七七号(一九六四年三月))を発表し、「統一戦線」問題を国共間の運動面からみる必要を力説し、第一次国共合作期の「国民会議」運動を各段階に分けて論証する。そして、後の国民参政会、戦後の政治協商会議と関連づける。また、横山英「国民革命期における中国共産党の政治的統合構想」(『中

国の近代化と政治的統合』(淡水社、一九九二年)は、「国民の政治的統合」という観点から、同時期の中共側の「国民会議」運動を「連合戦線」との関連で丹念に跡づけるが、その後一挙に「国民連合戦線論・連合政府論」として抗日戦争期、解放戦争期と受け継がれ、政治協商会議に結実するとの見通しをつける。両者の主張する「国民会議」を「連合戦線」とみなすことには異論がない。だが、「国民会議」、各党各派の「連合戦線」の問題を、第一次国共合作期、もしくは当時の中共側からのみ考察し、その将来を予測することは危険であり、少なくとも二〇、三〇年代を連動させた上で、国共両党のみならず、トロツキー派、第三勢力を含め、それらの対立、競合、および融合という複雑な絡み合いを考察してこそ、本格的に解明できるものと考えている。

(2) 孫文「致伍廷芳囑將議和情形逐日電告電」一九二二年一月、中国国民党中央委员会党史委员会『国父全集』第三冊、一九七三年、一六八頁。

(3) 狭間直樹「南京臨時政府について」『辛亥革命の研究』筑摩書房、一九七八年参照。

(4) 「中華民國臨時約法」『臨時政府公報』一九二二年三月十五日。

(5) 孫文「復廖仲愷胡漢民告所著外交政策書目函」一九二二年七月、『国父全集』第三冊、七八九頁。

(6) 「中国共産党の目標に関する最初の決議」一九二二年七月、日本国際問題研究所編『中国共産党史資料集』第一巻、一九七〇年、五七頁。

(7) 『二大、和、三大』中国社会科学出版社、一九八五年、四七、一〇五―一〇六頁。

(8) 陳独秀「中国之大患」『嚮導』第一九期、一九三三年二月七日。

(9) 江田憲治「陳独秀と『二回革命論』の形成」『東方学報』第六二冊、一九九〇年三月。

(10) 横山英、前掲論文。

(11) 「中国国民党第一次全国代表大会宣言」一九二四年一月二三日、広東省社会科学院等編『孫中山全集』第九巻、中華書局、一九八六年、一二四頁。

(12) 孫文「建国大綱」『国父全集』第一冊、七五一―七五三頁。

- (13) 孫文「北上宣言」『國父全集』第一冊、九二一―九二二頁。
- (14) 孫文「國民會議為解決中國內亂之法」『國父全集』第二冊、七四四頁等。
- (15) 孫文「學生須贊成國民會議」『國父全集』第二冊、七四八―七四九頁。
- (16) 孫文「中國內亂之因」『國父全集』第二冊、七六一頁。
- (17) 「遺囑」『國父全集』第二冊、一〇四二頁。「中國國民黨接受總理遺囑宣言」、同前第一冊、九三三頁。
- (18) 「中國共產黨對於時局之主張」『嚮導』第九二期、一九二四年一月一日。
- (19) 「中國現代史稿」上、黑龍江人民出版社、一九八〇年、一五一頁。
- (20) 鄭超麟「國民會議之怒潮」『嚮導』第九五期、一九二四年二月一七日。
- (21) 橫山英、前掲論文。なお、中共内で「國民會議」を巡る対立がなかったわけではない。江田憲治によれば、二六年陳独秀は「國民會議」が國民革命期の「民衆連合戦線」で「終始一貫して全ての運動の骨幹」とし、その運動によって民衆権力を下から構築し、プロレタリアの政權掌握を民族資本主義の建設後、一―三年と想定していた。それに対し、瞿秋白は北伐過程で労働武装勢力を發展させ、直接プロレタリアの指導権獲得が可能と考えていた。ただし、瞿は「國民會議」運動の高まりを見て、「國民會議」を「國民革命期のソビエト」とみなすことで、大衆直接参加の「行動的権力機関」とすることを主張したという（江田憲治「瞿秋白と國民革命」『中國國民革命の研究』一九九二年参照）。
- (22) 中共中央緊急會議「全党員に告げる書」一九二七年八月七日、『中國共產党史資料集』第三卷、一九七一年、二四六頁等。
- (23) 中共六全大会「政治決議」一九二八年七月、『中國共產党史資料集』第四卷（一九七二年）等。
- (24) 「陳独秀の中共中央常務委員會宛第二信」一九二九年八月、同前第四卷、四四七頁等。
- (25) 陳独秀「全党同志に告げる書」一九二九年二月、同前第四卷、五四一―五四五頁。
- (26) 「我們的政治意見書」一九二九年二月一日。
- (27) 「取消派的形成」『現代史料』第一集、一九三五年三月（再版）、二四一―二四二頁。明遠「取消派的形成及其没落」、同第一集、二七五頁。

- (28) トロツキー著、山西英一訳『中国革命論』現代思潮社、一九七〇年、一六二、一六四、一七四、一七八頁。
- (29) 陳独秀輯「托洛斯基同志論国民会議」『火花』第一卷七期、一九三二年一月二八日。
- (30) 陳独秀「我們爭論之中心点」一九三二年一月九日、『火花』第一卷五期、一九三二年一月七日。
- (31) 中国共産党左派反对派（無産者社）「為国民会議運動告民衆書」一九三〇年二月二十四日、『無産者』第七期、一九三〇年二月。
- (32) 「中国共産主義左派反对派（布爾塞維克列寧派）的綱領」『無産者』第九期、一九三二年一月。
- (33) 濮清泉（濮德治）「中国托派的產生和滅亡」『文史資料』第七一輯、九一、九三頁。
- (34) 波多野乾一「中国国民党通史」大東出版社、一九四三年、四三六、四三七頁。
- (35) 同前、四三七、四三八頁等。
- (36) 蒋介石「努力完成訓政大業」『蔣總統思想言論集』卷二一、一九六五年、二八、二九頁。
- (37) 朱匯森主編『中華民國史事紀要』中央文物供心社、一九八六年、七二、七三、七五、七七頁。中国国民党中央委员会党史委員會編『中国国民党九十年大事年表』一九八四年、二七七頁。
- (38) 国民政府「中華民國訓政時期約法」一九三二年六月一日、胡春惠編『民国憲政運動』正中書局、一九七八年、六五四、六五七頁。潘樹藩編『中国民国憲法史』商務印書館（一九三五年）所収の（付録九）。
- (39) 例えば、山田辰雄「中国国民党左派の研究」慶応通信、一九八〇年、二七七頁。
- (40) 「中国国民党訓政綱領」一九二八年一月、「確定訓政時期党政府人民行使政權治權之分際及方略案」一九二九年三月、前掲『民国憲政運動』所収、六三〇、六三四頁。
- (41) 例えば、西村成雄「中国ナショナリズムと民主主義」研文出版、一九九一年、一〇一、一〇三頁。
- (42) (43) 菊池貴晴「中国第三勢力史論」汲古書院、一九八七年、七五、七九、八四頁。
- (44) 丘挺、郭曉春「鄧演達生平与思想」甘肅人民出版社、一九八五年、一八八、一八九頁。
- (45) 橋本浩一「福建人民革命政府の政權構想、組織及びその実態」大阪教育大学歴史学研究室『歴史研究』第二九号、一九九

二年二月。

- (46) 曾琦「自動的国民会議与被動的国民会議」一九二四年二月、陳正茂等編『曾琦先生文集』(上)、中央研究院近代史研究所、一九九三年、二七二～二七三頁。
- (47) 曾琦「從速建立取消一党專政出兵收復失地实行抗日救國議」一九三二年、同前(上)、一九三頁。
- (48) 菊池貴晴、前掲書、二八〇頁。
- (49) 王金銘、陳瑞云主編『中国現代政治史1919-1949』黒龍江人民出版社、一九九〇年、三三三～三三五頁。思美「滿州事変中各個反動派別怎樣擁護着国民党的統治」『紅旗週報』第三期、一九三二年一月二〇日。
- (50) (51) 何史文「国防政府還是蘇維埃政府?」、同前『紅旗週報』第三期。
- (52) 陳独秀「此次抗日救國運動的康莊大路」『火花』第一卷三期、一九三二年一月八日。
- (53) 頑石(陳独秀)「中国民衆應該怎樣救國即自救」一九三二年一月、『陳独秀著作選』第三卷、上海人民出版社、二五八頁。
- (54) 陳独秀「一個緊急的政治問題」一九三二年一月、『火花』第一卷七期、一九三二年一月二八日。
- (55) 思美、前掲論文。
- (56) 陳独秀「論国民會議口号」一九三二年九月一日、『陳独秀著作選』第三卷、一九九三年、二八八～二九〇頁。
- (57) 王造時「陳独秀与牛蘭」、陳東曉編『陳独秀評論』北平東亞書局、一九三三年、一七一頁。
- (58) 「論『未亡人』陳独秀」、『陳独秀評論』所收、一六〇頁。
- (59) 中国社会科学院近代史研究所等編『中国民権保障同盟』一九七九年、三～四頁等。
- (60) 「陳独秀等危害国民国案起訴書」『陳独秀評論』所收、二四五～二四九頁等。
- (61) 「陳独秀自撰弁訴状」一九三三年四月、前掲『陳独秀被捕資料匯編』二二三～二二四、二二七頁。なお、鑑屋「陳独秀裁判と訓政体制」(『現代中国』六七号、一九九三年六月)は、章士釗が陳の弁護人に自ら就任したことについて、「旧知の間柄」を強調するが、当時の両者の思想的共通性からアプローチし直す必要があるであろう。
- (62) 例えば、全救連の「成立大会宣言」には、①各党各派は直ちに軍事衝突を停止すること、②政治犯を釈放すること、③各



党各派は即刻、正式代表を派遣し、統一した抗敵政権を樹立するとあり、また、「抗日救国初歩政治綱領」には、「民主制度の確立が各党各派の徹底した合作の基本条件であり、結社、集会、言論、出版の自由は各国の連合戦線の決して譲ることのできない要求」と書かれている（『救亡情報』一九三六年六月一四日）。